

結果の概要

I 少年鑑別所

1 収容状況

平成20年における全国の少年鑑別所の1日平均収容人員は986人で、前年に比べ50人（4.8%）減少している。これを男女別に見ると、男子が882人（構成比89.5%）、女子が104人（同10.5%）となっている。

最近10年間の1日平均収容人員の推移は、第1表のとおりである。これを総数で見ると、平成15年までは増加傾向にあったが、平成16年から減少している。

平成11年を100とした指数で見ると、平成20年は、総数が75（男子が75、女子が74）となっている。

第1表 1日平均収容人員の推移

区分	平成11年	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
人員	総数	1,321	1,473	1,487	1,480	1,485	1,357	1,271	1,178	1,036	986
	男	1,181	1,309	1,316	1,311	1,316	1,193	1,107	1,041	918	882
	女	140	164	171	168	169	165	165	137	117	104
指数	総数	100	112	113	112	112	103	96	89	78	75
	男	100	111	111	111	111	101	94	88	78	75
	女	100	117	122	120	121	118	118	98	84	74

(注) 1 統計表中の指数は小数点第1位、構成比は小数点第2位を、それぞれ四捨五入している。したがって、合計とその内訳は一致しない場合がある（以下この結果の概要において同じ。）。

2 少年鑑別所（以下第13表まで同じ。）の1表（08-00-01）参照

2 新収容人員の推移

平成20年における新収容人員は15,098人で、前年に比べ702人（4.4%）減少している。これを男女別に見ると、男子が13,504人（構成比89.4%）、女子が1,594人（同10.6%）となっている。

最近10年間の新収容人員の推移は、第2表のとおりである。これを総数で見ると、平成15年までは増加傾向にあったが、平成16年から減少している。

平成11年を100とした指数で見ると、平成20年は、総数が74（男子が74、女子が73）となっている。

第2表 新収容人員の推移

区分	平成11年	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
人員	総数	20,382	22,525	22,978	22,767	23,063	21,031	19,626	18,171	15,800	15,098
	男	18,205	20,012	20,304	20,136	20,416	18,480	17,085	16,017	14,012	13,504
	女	2,177	2,513	2,674	2,631	2,647	2,551	2,541	2,154	1,788	1,594
指数	総数	100	111	113	112	113	103	96	89	78	74
	男	100	110	112	111	112	102	94	88	77	74
	女	100	115	123	121	122	117	117	99	82	73

(注) 1 新収容人員とは、調査年において本来の観護の措置、勾留に代わる観護の措置又はその他（勾留状、引致状等による入所）により入所した者をいい、逃走者の連戻し又は施設間の移送による入所の者は含んでいない（用語の解説参照）。

2 1表（08-00-01）参照

3 新収容者の年齢

平成20年における新収容者の人員は14,428人で、前年に比べ861人（5.6%）減少している。これを男女別に見ると、男子が12,914人（構成比89.5%）、女子が1,514人（同10.5%）となっている。

新収容者の年齢別構成比は、第3表のとおりである。年齢別構成比を総数に対する割合で見ると、17歳が21.2%と最も高く、次いで16歳が20.5%、18歳が17.4%の順となっている。前年に比べ13歳以下・14歳・15歳の年少少年が1.1ポイント低下し、16・17歳の中間少年が1.5ポイント上昇している。

これを男女別に見ると、男子は17歳が21.2%と最も高く、次いで16歳が20.5%、18歳と19歳が17.8%の順となっているのに対し、女子は17歳が21.3%と最も高く、次いで16歳が19.7%、15歳が17.0%の順となっている。

第3表 新収容者の年齢別構成比

区 分	総 数	年 少 年			中 間 少 年			年 長 少 年					
		13歳以下	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳以上				
人 員	総 数	14,428	3,354	115	1,238	2,001	6,013	2,951	3,062	5,061	2,516	2,485	60
	男	12,914	2,871	88	1,039	1,744	5,392	2,653	2,739	4,651	2,301	2,296	54
	女	1,514	483	27	199	257	621	298	323	410	215	189	6
構成比	総 数	100.0	23.2	0.8	8.6	13.9	41.7	20.5	21.2	35.1	17.4	17.2	0.4
	男	100.0	22.2	0.7	8.0	13.5	41.8	20.5	21.2	36.0	17.8	17.8	0.4
	女	100.0	31.9	1.8	13.1	17.0	41.0	19.7	21.3	27.1	14.2	12.5	0.4
前年の構成比	100.0	24.3	0.7	8.9	14.6	40.2	19.6	20.5	35.5	17.9	17.2	0.5	

(注) 1 新収容者とは、少年鑑別所送致の決定により入所した者で、かつ、調査年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう（用語の解説参照）。

2 前年の構成比とは、前年（平成19年）の総数についての構成比である（以下この結果の概要において同じ）。

3 5表（08-00-05）参照

4 新収容者の非行名

平成20年における新収容者の非行名別人員は、第4表のとおりである。刑法犯、特別法犯及びぐ犯別に総数の構成比で見ると、刑法犯が77.9%、特別法犯が17.8%、ぐ犯が4.3%で、前年に比べ刑法犯が0.1ポイント低下している。

これを非行名別に総数の構成比で前年と比べて見ると、傷害が0.6ポイント上昇して18.3%（人員は前年と比べ67人減少）となっているのに対し、窃盗が2.4ポイント低下して34.7%（人員は前年と比べ668人減少）となっている。

次に、男女別に非行名別の構成比を見ると、男子は窃盗が36.1%と最も高く、次いで傷害が18.5%、道路交通法違反が12.9%の順となっている。女子も窃盗が23.3%と最も高く、次いでぐ犯が19.9%、傷害が16.7%の順となっている。

第4表 新収容者の非行名別人員

非 行 名	総 数	構 成 比	男	構 成 比	女	構 成 比
総 数	14,428	100.0 (100.0)	12,914	100.0	1,514	100.0
刑 法 犯	11,237	77.9 (78.0)	10,338	80.1	899	59.4
公 務 執 行 妨 害	123	0.9 (0.9)	115	0.9	8	0.5
放 火	48	0.3 (0.5)	44	0.3	4	0.3
住 居 侵 入	190	1.3 (1.4)	183	1.4	7	0.5
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	305	2.1 (1.7)	303	2.3	2	0.1
殺 人	46	0.3 (0.3)	37	0.3	9	0.6
傷 害	2,646	18.3 (17.7)	2,393	18.5	253	16.7
業 務 上 過 失 致 死 傷	157	1.1 (1.2)	148	1.1	9	0.6
窃 盗	5,011	34.7 (37.1)	4,658	36.1	353	23.3
強 盗	553	3.8 (4.4)	519	4.0	34	2.2
詐 欺	312	2.2 (1.3)	252	2.0	60	4.0
恐 喝	930	6.4 (6.2)	850	6.6	80	5.3
暴 力 行 為 等 処 罰 に 関 する 法 律	208	1.4 (1.4)	193	1.5	15	1.0
そ の 他	708	4.9 (3.9)	643	5.0	65	4.3
特 別 法 犯	2,575	17.8 (17.4)	2,262	17.5	313	20.7
覚 せ い 剤 取 締 法	238	1.6 (1.7)	99	0.8	139	9.2
道 路 交 通 法	1,707	11.8 (11.2)	1,671	12.9	36	2.4
毒 物 及 び 劇 物 取 締 法	128	0.9 (1.2)	75	0.6	53	3.5
そ の 他	502	3.5 (3.3)	417	3.2	85	5.6
ぐ 犯	616	4.3 (4.5)	314	2.4	302	19.9

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」のうち強制わいせつには同致死傷、強姦には同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び自動車運転過失致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。

2 () 内の数は、前年の構成比である。

3 6表(08-00-06)から8表(08-00-08)参照

5 新収容者の入所回数

平成20年における新収容者の入所回数別人員は、第5表のとおりである。初入者と再入者（入所2回以上の者）を構成比で見ると、初入者が70.5%、再入者が29.5%で、前年に比べ再入者は1.5ポイント上昇している。

第5表 新収容者の入所回数別人員

区 分	総 数	初 回	2 回	3 回	4 回	5 回以上
人 員	14,428	10,177	2,730	982	330	209
(構 成 比)	(100.0)	(70.5)	(18.9)	(6.8)	(2.3)	(1.4)
前 年 の 構 成 比	100.0	72.0	18.1	6.0	2.2	1.6

(注) 11表(08-00-11)参照

6 新収容者の非行時の身上

平成20年における新収容者の非行時の身上は、第6表のとおりである。非行時の身上に該当のある者となない者について、総数の構成比を見ると、該当のある者27.3%、該当のない者71.1%で、前年に比べ該当のある者は0.5ポイント低下している。該当のある者を男女別に見ると、男子が28.1%、女子が20.5%で、前年（男子28.7%、女子20.6%）に比べ、男女ともに非行時の身上に該当のある者の比率は低下している。

次に、該当のある者（27.3％）について、その構成比から内訳を見ると、1号観察中が17.8％と最も高く、次いで2号観察中が7.2％、試験観察中が1.8％の順となっている。

第6表 新収容者の非行時の身上

区 分	総 数	構 成 比	男	構 成 比	女	構 成 比	
総 数	14,428	100.0 (100.0)	12,914	100.0	1,514	100.0	
該 当 あり	3,939	27.3 (27.8)	3,628	28.1	311	20.5	
1 号 観 察 中	2,569	17.8 (17.8)	2,391	18.5	178	11.8	
2 号 観 察 中	1,038	7.2 (7.5)	963	7.5	75	5.0	
試 験 観 察 中	{ 補 導 委 託	44	0.3 (0.3)	38	0.3	6	0.4
	{ 在 宅	222	1.5 (1.6)	184	1.4	38	2.5
刑 執 行 猶 予 中	1	0.0 (0.0)	1	0.0	—	—	
施 設 在 所 中	65	0.5 (0.7)	51	0.4	14	0.9	
該 当 な し	10,265	71.1 (70.6)	9,082	70.3	1,183	78.1	
不 詳	224	1.6 (1.6)	204	1.6	20	1.3	

(注) 1 ()内の数は、前年の構成比である。

2 12表 (08-00-12) 参照

7 新収容者の居住状況

平成20年における新収容者の居住状況別人員は、第7表のとおりである。これを総数の構成比で見ると、家族と同居が83.4％と最も高く、次いでアパート・下宿・間借り・寮が4.3％、不定が2.3％の順となっている。家族と同居の割合は、前年に比べ0.1ポイント上昇している。

次に、男女別に居住状況別の構成比を見ると、男子は家族と同居が84.7％、アパート・下宿・間借り・寮が4.2％、不定が2.1％の順となっているのに対し、女子は家族と同居が73.1％、アパート・下宿・間借り・寮が5.7％、同棲が4.9％の順となっている。

第7表 新収容者の居住状況別人員

区 分	総 数	構 成 比	男	構 成 比	女	構 成 比
総 数	14,428	100.0 (100.0)	12,914	100.0	1,514	100.0
家 族 と 同 居	12,040	83.4 (83.3)	10,934	84.7	1,106	73.1
同 棲	277	1.9 (2.0)	203	1.6	74	4.9
アパ ー ト ・ 下 宿 ・ 間 借 り ・ 寮	627	4.3 (4.3)	541	4.2	86	5.7
住 込 み	71	0.5 (0.6)	64	0.5	7	0.5
作 業 員 宿 舎	31	0.2 (0.2)	29	0.2	2	0.2
知 人 宅 設	312	2.2 (2.2)	262	2.0	50	3.3
施 設	156	1.1 (1.1)	116	0.9	40	2.6
不 良 者 の 居 所	101	0.7 (0.8)	71	0.5	30	2.0
浮 浪	167	1.2 (1.2)	143	1.1	24	1.6
旅 館 ・ ホ テ ル	14	0.1 (0.1)	10	0.1	4	0.3
不 定	329	2.3 (1.9)	267	2.1	62	4.1
そ の 他	57	0.4 (0.4)	49	0.4	8	0.5
不 詳	246	1.7 (2.0)	225	1.7	21	1.4

(注) 1 ()内の数は、前年の構成比である。

2 16表 (08-00-16) 参照

8 新収容者の非行名別不良集団関係

平成20年における新収容者の非行名別不良集団関係の構成比は、第8表のとおりである。非行時において不良集団に関係のある者とない者について、総数の構成比を見ると、関係のある者42.3%、関係のない者54.7%である。

次に、不良集団に関係のある者（6,103人）のみについて、非行名別構成比を見ると、窃盗が30.9%（1,883人）と最も高く、次いで傷害が20.6%（1,255人）、道路交通法違反が19.8%（1,206人）の順となっている。同様に、関係のない者（7,898人）のみについて、非行名別構成比を見ると、窃盗が37.7%（2,974人）と最も高く、次いで傷害が17.1%（1,347人）、恐喝が6.5%（513人）の順となっている。

第8表 新収容者の非行名別不良集団関係の構成比

非 行 名	総 数	あ り	不良生徒・地域不良				暴走族	暴力団	な し	不 詳
			学生集団	集 団	暴走族	暴力団				
総 数	100.0 [14,428]	42.3 [6,103]	8.7 [1,258]	24.5 [3,534]	7.6 [1,098]	1.5 [213]	54.7 [7,898]	3.0 [427]		
		(100.0)					(100.0)			
刑 法 犯	100.0	(72.6)	39.4	9.9	24.0	4.2	1.3	(81.8)	57.5	3.1
公務執行妨害	100.0	(0.9)	42.3	6.5	32.5	3.3	-	(0.8)	51.2	6.5
放火	100.0	(0.0)	6.3	-	4.2	2.1	-	(0.5)	89.6	4.2
住居侵入	100.0	(1.0)	31.1	11.6	16.8	1.1	1.6	(1.5)	61.1	7.9
強制わいせつ・強姦	100.0	(0.7)	14.1	3.0	8.2	1.6	1.3	(3.2)	83.6	2.3
殺人	100.0	(0.1)	8.7	-	4.3	4.3	-	(0.5)	87.0	4.3
傷害	100.0	(20.6)	47.4	14.3	24.9	7.3	1.0	(17.1)	50.9	1.7
業務上過失致死傷	100.0	(0.6)	23.6	1.9	15.9	5.1	0.6	(1.4)	72.6	3.8
窃盗	100.0	(30.9)	37.6	8.5	25.6	2.6	0.8	(37.7)	59.3	3.1
強盗	100.0	(3.6)	40.1	5.6	27.3	4.3	2.9	(3.8)	55.0	4.9
詐欺	100.0	(1.5)	29.2	4.5	18.3	1.3	5.1	(2.6)	65.1	5.8
恐喝	100.0	(6.4)	42.3	9.8	23.8	6.5	2.3	(6.5)	55.2	2.6
暴力行為等処罰に関する法律	100.0	(1.8)	52.9	19.7	24.0	8.7	0.5	(1.1)	43.3	3.8
その他	100.0	(4.5)	39.0	11.6	21.5	3.2	2.7	(5.1)	56.6	4.4
特 別 法 犯	100.0	(24.0)	56.9	3.1	27.8	23.9	2.1	(13.2)	40.5	2.6
覚せい剤取締法	100.0	(1.4)	35.7	1.7	21.0	1.3	11.8	(1.8)	60.5	3.8
道路交通法	100.0	(19.8)	70.7	3.6	31.2	35.2	0.7	(6.0)	27.9	1.5
毒物及び劇物取締法	100.0	(1.2)	59.4	6.3	50.8	1.6	0.8	(0.6)	39.1	1.6
その他	100.0	(1.6)	19.5	1.4	13.5	1.8	2.8	(4.7)	74.1	6.4
ぐ 犯	100.0	(3.4)	34.1	11.5	19.3	1.6	1.6	(5.0)	63.8	2.1
前年の構成比	100.0		41.4	8.2	23.3	8.2	1.7		55.7	3.0

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」のうち強制わいせつには同致死傷、強姦には同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び自動車運転過失致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。

2 [] 内の数は実人員であり、() 内の数は不良集団に関係のある者又はない者の非行名別構成比である。

3 20表(08-00-20)参照

9 新収容者の薬物等使用関係

平成20年における新収容者の薬物等使用関係別人員は、第9表のとおりである。非行時において薬物等を使用していた者としていない者について、総数の構成比を見ると、使用していた者7.3%、使用していない者90.7%で、非行時において薬物等を使用していた者の割合は平成4年以降低下傾向にある。

次に、男女別に使用していた者の構成比を見ると、男子が5.8%となっているのに対し、女子は19.5%で、男子に比べ女子の薬物等使用の割合が高くなっている。なお、男子は前年の6.5%から0.7ポイント低下しているが、女子は19.2%から0.3ポイント上昇した。

さらに、男女別にその構成比から使用薬物の種類を見ると、男子が有機溶剤2.2%、大麻1.5%の順となっており、女子は覚せい剤9.9%、有機溶剤6.0%の順となっている。

第9表 新収容者の薬物等使用関係別人員

区 分	総 数	構 成 比	男	構 成 比	女	構 成 比
総 数	14,428	100.0 (100.0)	12,914	100.0	1,514	100.0
あ り	1,048	7.3 (8.0)	753	5.8	295	19.5
麻 薬 ・ あ れ	57	0.4 (0.4)	42	0.3	15	1.0
大 麻	212	1.5 (1.2)	189	1.5	23	1.5
覚 せ い 剤	291	2.0 (1.9)	141	1.1	150	9.9
有 機 溶 剤	370	2.6 (3.6)	279	2.2	91	6.0
そ の 他	118	0.8 (0.9)	102	0.8	16	1.1
な し	13,089	90.7 (89.9)	11,890	92.1	1,199	79.2
不 詳	291	2.0 (2.2)	271	2.1	20	1.3

(注) 1 ()内の数は、前年の構成比である。

2 20表(08-00-20)参照

10 新収容者の鑑別判定別審判決定等

平成20年における新収容者の鑑別判定別審判決定等は、第10表のとおりである。鑑別判定の内訳を総数の構成比で見ると、少年院送致が44.3%と最も高く、次いで在宅保護のうち保護観察（以下「保護観察」という。）が40.4%となっている。

次に、審判決定等の内訳を総数の構成比で見ると、保護観察が45.0%と最も高く、次いで少年院送致が27.6%、試験観察が11.7%の順となっている。

さらに、鑑別判定と審判決定等との一致率を見ると、保護観察が84.3%と最も高く、次いで少年院送致が58.7%、保護不適のうち検察官送致が56.4%の順となっている。

第10表 新収容者の鑑別判定別審判決定等

審判決定等 鑑別判定		総 数	保 護 処 分			知事・ 児童相 談所長 送 致	検察官 送 致	審判不 開始・ 不処分	観護 措置の 取消し	試験 観 察	その他		
			保 護 観 察	児童自 立支援 施設・ 児童養 護施設 送 致	少年院 送 致								
人 員	総 数	14,428	6,487	291	3,975	78	256	129	1,522	1,689	1		
	保 護 不 要	48	34	-	1	-	1	2	4	6	-		
	在 宅 保 護	保 護 観 察	5,825	4,910	10	74	19	6	47	182	577	-	
		そ の 他	51	13	2	1	19	-	-	1	15	-	
	少 年 院 送 致	6,385	1,370	42	3,747	7	54	36	132	997	-		
	保 護 不 適	児童自立支援施設・児童養護施設送致	438	64	233	26	29	-	-	8	78	-	
		検察官送致	165	25	-	33	-	93	4	8	2	-	
	そ の 他	5	1	-	2	-	-	-	2	-	-		
	保 留	344	32	-	13	2	22	12	258	5	-		
	判 定 未 了	1,003	12	2	16	-	53	21	895	3	1		
そ の 他	164	26	2	62	2	27	7	32	6	-			
構 成 比	総 数	(100.0)	100.0	45.0	2.0	27.6	0.5	1.8	0.9	10.5	11.7	0.0	
	保 護 不 要	(0.3)	100.0	70.8	-	2.1	-	2.1	4.2	8.3	12.5	-	
	在 宅 保 護	保 護 観 察	(40.4)	100.0	84.3	0.2	1.3	0.3	0.1	0.8	3.1	9.9	-
		そ の 他	(0.4)	100.0	25.5	3.9	2.0	37.3	-	-	2.0	29.4	-
	少 年 院 送 致	(44.3)	100.0	21.5	0.7	58.7	0.1	0.8	0.6	2.1	15.6	-	
	保 護 不 適	児童自立支援施設・児童養護施設送致	(3.0)	100.0	14.6	53.2	5.9	6.6	-	-	1.8	17.8	-
		検察官送致	(1.1)	100.0	15.2	-	20.0	-	56.4	2.4	4.8	1.2	-
	そ の 他	(0.0)	100.0	20.0	-	40.0	-	-	-	40.0	-	-	
	保 留	(2.4)	100.0	9.3	-	3.8	0.6	6.4	3.5	75.0	1.5	-	
	判 定 未 了	(7.0)	100.0	1.2	0.2	1.6	-	5.3	2.1	89.2	0.3	0.1	
そ の 他	(1.1)	100.0	15.9	1.2	37.8	1.2	16.5	4.3	19.5	3.7	-		

(注) 1 () 内の数は、鑑別判定の内訳の構成比である。

2 27表(08-00-27)参照

11 鑑別の受付人員

平成20年における鑑別の受付人員は45,014人で、前年に比べ485人(1.1%)増加している。

最近5年間の鑑別の受付人員の構成比は、第11表のとおりである。その内訳の推移を見ると、家庭裁判所関係は前年と比べ2.2ポイント、法務省関係は1.4ポイントそれぞれ低下し、一般は3.5ポイント上昇している。

第11表 鑑別の受付人員の構成比

区 分	総 数	家 庭 裁判所 関 係				法 務 省 関 係				一 般
		自 所 収 容 者	在 宅 者	そ の 他	検 察	矯 正	保 護			
平成16年	100.0	46.7	45.1	1.6	0.0	20.4	0.0	3.6	16.8	32.9
17	100.0	43.8	42.7	1.1	0.0	18.7	0.0	4.1	14.6	37.5
18	100.0	40.7	39.8	0.9	0.1	18.1	0.0	5.0	13.1	41.2
19	100.0	37.3	36.5	0.7	0.0	18.7	0.0	7.1	11.6	44.0
20	100.0	35.1	34.5	0.6	0.0	17.3	0.0	7.8	9.5	47.5
	(45,014)	(15,820)	(15,549)	(252)	(19)	(7,809)	(5)	(3,516)	(4,288)	(21,385)
対前年比(%)	1.1	-4.7	-4.4	-17.4	0.0	-6.5	150.0	10.8	-17.1	9.2

(注) 1 () 内の数は、実人員である。

2 3表(08-00-03)参照

12 鑑別の終了人員

平成20年における鑑別の終了人員は受付人員の95.5%に当たる42,981人で、前年に比べ456人(1.1%)増加している。

最近5年間の鑑別の終了人員の構成比は、第12表のとおりである。その内訳の推移を見ると、家庭裁判所関係は前年と比べ5.8ポイント、法務省関係は0.9ポイントそれぞれ低下し、一般は6.7ポイント上昇している。

第12表 鑑別の終了人員の構成比

区 分	総 数	家 庭 裁判所 関 係				法 務 省 関 係				一 般
		自 所 収 容 者	在 宅 者	そ の 他	検 察	矯 正	保 護			
平成16年	100.0	41.6	40.1	1.6	0.0	20.8	0.0	3.2	17.6	37.5
17	100.0	43.7	42.0	1.7	0.0	21.5	0.0	3.8	17.7	34.8
18	100.0	41.2	40.1	1.1	0.0	19.6	0.0	4.2	15.4	39.2
19	100.0	38.0	37.1	0.9	0.1	19.0	0.0	5.3	13.7	43.0
20	100.0	32.2	31.6	0.6	0.0	18.1	0.0	8.2	9.9	49.7
	(42,981)	(13,829)	(13,563)	(247)	(19)	(7,769)	(5)	(3,503)	(4,261)	(21,383)
対前年比(%)	1.1	-5.4	-5.2	-17.7	5.3	-6.3	150.0	11.8	-17.4	9.1

(注) 1 () 内の数は、実人員である。

2 3表(08-00-03)参照

13 退所者の退所事由別人員

平成20年における退所者（逃走及び施設間の移送を除く。）は15,017人で、前年に比べ907人（5.7%）減少している。これを男女別に見ると、男子が13,427人（構成比89.4%）、女子が1,590人（同10.6%）となっている。

退所者の退所事由別人員は、第13表のとおりである。その内訳を見ると、保護観察が6,487人と最も多く、次いで少年院送致が3,975人、試験観察が1,689人の順となっている。

退所事由別人員の構成比を前年と比べて見ると、少年院送致が0.9ポイント上昇しているが、保護観察と試験観察が0.4ポイント低下している。

第13表 退所者の退所事由別人員

区分	総数	保 護 処 分			知事・児童相談所 長送致	検察官 送 致	審判不 開始・ 不処分	観 護 措置の 取消し	試 験 観 察	その他
		保 護 観 察	児童自立 支援施設 ・児童養護 施設送致	少年院 送 致						
総数	15,017	6,487	291	3,975	78	256	129	1,522	1,689	590
人員										
男	13,427	5,850	213	3,583	61	245	111	1,388	1,462	514
女	1,590	637	78	392	17	11	18	134	227	76
(構成比)	(100.0)	(43.2)	(1.9)	(26.5)	(0.5)	(1.7)	(0.9)	(10.1)	(11.2)	(3.9)
前年の 構成比	100.0	43.6	1.9	25.6	0.5	1.9	1.0	10.0	11.6	4.0

(注) 1表(08-00-01)参照

II 少年院

1 収容状況

平成20年における全国の少年院の1日平均収容人員は3,474人で、前年に比べ242人（6.5%）減少している。これを男女別に見ると、男子が3,083人（構成比88.7%）、女子が391人（同11.3%）となっている。

最近10年間の1日平均収容人員の推移は、第1表のとおりである。これを総数で見ると、平成13年までは増加傾向にあったが、平成14年から減少している。

平成11年を100とした指数で見ると、平成20年は、総数が83（男子が81、女子が94）となっている。

第1表 1日平均収容人員の推移

区 分	平成11年	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
人員	総数	4,198	4,528	4,807	4,794	4,726	4,585	4,217	4,017	3,716	3,474
	男	3,784	4,052	4,280	4,291	4,267	4,124	3,729	3,548	3,309	3,083
	女	414	476	526	502	459	462	487	469	407	391
指数	総数	100	108	115	114	113	109	100	96	89	83
	男	100	107	113	113	113	109	99	94	87	81
	女	100	115	127	121	111	112	118	113	98	94

（注）II 少年院（以下第20表まで同じ。）の1表（08-00-01）参照

2 新収容者の人員

平成20年における新収容者の人員は3,971人で、前年に比べ103人（2.5%）減少している。これを男女別に見ると、男子が3,583人（構成比90.2%）、女子が388人（同9.8%）となっている。

最近10年間の新収容者の人員の推移は、第2表のとおりである。これを総数で見ると、平成12年までは増加傾向にあったが、平成13年から減少している。

平成11年を100とした指数で見ると、平成20年は、総数が72（男子が71、女子が78）となっている。

第2表 新収容者の人員の推移

区 分	平成11年	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
人員	総数	5,538	6,052	6,008	5,962	5,823	5,300	4,878	4,482	4,074	3,971
	男	5,038	5,448	5,393	5,408	5,283	4,772	4,299	3,996	3,665	3,583
	女	500	604	615	554	540	528	579	486	409	388
指数	総数	100	109	108	108	105	96	88	81	74	72
	男	100	108	107	107	105	95	85	79	73	71
	女	100	121	123	111	108	106	116	97	82	78

（注）1 新収容者とは、調査年において少年院送致の決定により新たに入院した者をいう（用語の解説参照）。

2 7表（08-00-07）参照

3 新収容者の年齢

平成20年における新収容者の年齢別・処遇区分別構成比は、第3表のとおりである。年齢別構成比を総数で見ると、17歳が24.0%と最も多く、次いで18歳が19.9%となっている。また、前年に比べ13歳以下・14歳・15歳の年少少年が0.8ポイント低下したのに対して、16・17歳の中間少年が0.3ポイント、18歳・19歳・20歳以上の年長少年が0.5ポイントそれぞれ上昇している。

これを男女別に多い順に見ると、男子は17歳、18歳、16歳となっているのに対し、女子は17歳、16歳、18歳と15歳となっている。

次に、処遇区分別に男女別の年齢別構成比の最も高いものを見ると、一般短期処遇では男子が17歳の26.7%、女子が15歳、16歳、17歳の23.9%、特修短期処遇では男子が18歳、19歳の25.0%、女子が該当なしで、長期処遇では男子が17歳の22.6%、女子も17歳の26.2%となっている。

第3表 新収容者の年齢別・処遇区分別構成比

区 分		総 数	年少 少年	年少少年			中間 少年	中間少年		年長 少年	年長少年			
				13歳 以下	14歳	15歳		16歳	17歳		18歳	19歳	20歳 以上	
人 員	総 数	3,971	708	2	217	489	1,726	774	952	1,537	790	747	-	
	男	3,583	619	2	194	423	1,555	703	852	1,409	724	685	-	
	女	388	89	-	23	66	171	71	100	128	66	62	-	
構 成 比	総 数	100.0	17.8	0.1	5.5	12.3	43.5	19.5	24.0	38.7	19.9	18.8	-	
	男	100.0	17.3	0.1	5.4	11.8	43.4	19.6	23.8	39.3	20.2	19.1	-	
	女	100.0	22.9	-	5.9	17.0	44.1	18.3	25.8	33.0	17.0	16.0	-	
前年の構成比		100.0	18.6	-	6.2	12.4	43.2	20.0	23.3	38.2	20.0	18.2	-	
処 遇 区 分	一般短期処遇	男	100.0	18.2	-	4.0	14.2	48.6	21.9	26.7	33.2	18.6	14.6	-
		女	100.0	29.9	-	6.0	23.9	47.8	23.9	23.9	22.4	16.4	6.0	-
	特修短期処遇	男	100.0	12.5	-	2.5	10.0	37.5	17.5	20.0	50.0	25.0	25.0	-
		女	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	長 期 処 遇	男	100.0	16.9	0.1	6.1	10.8	41.3	18.7	22.6	41.8	20.8	21.0	-
		女	100.0	21.5	-	5.9	15.6	43.3	17.1	26.2	35.2	17.1	18.1	-

(注) 24表 (08-00-24) 参照

4 新収容者の少年院の種別及び処遇区分

平成20年における新収容者の少年院の種別及び処遇区分別人員は、第4表のとおりである。新収容者を少年院の種別の構成比で見ると、中等が81.4%と最も高く、次いで初等が14.7%、医療が2.3%、特別が1.6%となっている。前年に比べ初等が1.0ポイント低下しているのに対し、中等が0.8ポイント上昇している。

次に、新収容者を処遇区分別の構成比で見ると、長期処遇が70.4%と最も高く、次いで一般短期処遇が28.6%、特修短期処遇が1.0%となっている。

第4表 新収容者の少年院の種別及び処遇区分別人員

処遇区分	種別	総数	初等	中等	特別	医療
総	数	3,971	584	3,232	65	90
		(100.0)	(14.7)	(81.4)	(1.6)	(2.3)
一般短期処遇		1,136	180	956	—	—
特修短期処遇		40	5	35	—	—
長期処遇		2,795	399	2,241	65	90
前年の構成比		100.0	15.7	80.6	1.5	2.2

(注) 1 () 内の数は、総数の構成比である。

2 10表(08-00-10)参照

5 新収容者の非行名

平成20年における新収容者の非行名別人員は、第5表のとおりである。新収容者を刑法犯、特別法犯及びぐ犯別に総数の構成比で見ると、刑法犯が79.3%、特別法犯が17.1%、ぐ犯が3.6%で、前年に比べ刑法犯が1.4ポイント低下しているのに対し、特別法犯が1.0ポイント上昇している。

これを非行名別に総数の構成比で前年と比べてみると、傷害が0.5ポイント上昇して18.7%（人員は前年と比べ同数）となっているのに対し、窃盗が1.8ポイント低下して34.5%（人員は前年と比べ106人減少）となっている。

次に、男女別に非行名別の構成比を見ると、男子は窃盗が35.9%と最も高く、次いで傷害が19.1%、道路交通法違反が11.2%の順となっている。女子は覚せい剤取締法違反が21.9%と最も高く、次いで窃盗が21.6%、ぐ犯が15.7%の順となっている。

第5表 新収容者の非行名別人員

非 行 名	総 数	構 成 比	男	構 成 比	女	構 成 比
総 数	3,971	100.0 (100.0)	3,583	100.0	388	100.0
刑 法 犯	3,148	79.3 (80.7)	2,948	82.3	200	51.5
公務執行妨害	15	0.4 (0.4)	15	0.4	—	—
放火	32	0.8 (0.8)	30	0.8	2	0.5
住居侵入	24	0.6 (0.6)	23	0.6	1	0.3
強制わいせつ・強姦	138	3.5 (3.1)	136	3.8	2	0.5
強殺人	22	0.6 (0.5)	17	0.5	5	1.3
傷害	742	18.7 (18.2)	686	19.1	56	14.4
業務上過失致死傷	49	1.2 (1.6)	48	1.3	1	0.3
窃盗	1,371	34.5 (36.3)	1,287	35.9	84	21.6
強盗	278	7.0 (8.2)	266	7.4	12	3.1
詐欺	74	1.9 (1.2)	65	1.8	9	2.3
恐喝	233	5.9 (6.2)	217	6.1	16	4.1
暴力行為等処罰に関する法律	41	1.0 (0.7)	40	1.1	1	0.3
その他の	129	3.2 (2.9)	118	3.3	11	2.8
特 別 法 犯	681	17.1 (16.1)	554	15.5	127	32.7
覚せい剤取締法	132	3.3 (3.0)	47	1.3	85	21.9
道路交通法	408	10.3 (9.4)	401	11.2	7	1.8
毒物及び劇物取締法	51	1.3 (1.8)	36	1.0	15	3.9
その他の	90	2.3 (1.8)	70	2.0	20	5.2
ぐ 犯	142	3.6 (3.3)	81	2.3	61	15.7

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」のうち強制わいせつには同致死傷、強姦には同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び自動車運転過失致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。

2 () 内の数は、前年の構成比である。

3 7表(08-00-07)参照

6 新収容者の入院回数

平成20年における新収容者の入院回数別人員は、第6表のとおりである。初入者と再入者（入院2回以上の者）を構成比で見ると、初入者が83.3%、再入者が16.7%で、前年に比べ再入者が0.1ポイント上昇している。

第6表 新収容者の入院回数別人員

区 分	総 数	初 回	2 回	3 回	4 回以上
人 員	3,971	3,307	573	86	5
(構 成 比)	(100.0)	(83.3)	(14.4)	(2.2)	(0.1)
前 年 の 構 成 比	100.0	83.4	14.2	2.1	0.3

(注) 25表(08-00-25)参照

7 新収容者の薬物等使用関係

平成20年における新収容者の薬物等使用関係別人員は、第7表のとおりである。非行時において薬物等を使用していた者といない者について、総数の構成比を見ると、使用していた者13.3%、使用していない者86.3%で、前年に比べ使用していた者は1.1ポイント低下している。使用していた者（13.3%）について、その使用薬物の種類を前年と比べてみると、有機溶剤が2.2ポイント低下して4.9%、覚せい剤が0.6ポイント上昇して4.4%となっている。

次に、男女別に使用していた者の構成比を見ると、男子が10.9%となっているのに対し、女子が36.1%となっている。

さらに、男女別にその構成比から使用薬物の種類を見ると、男子は有機溶剤が4.6%と最も高く、次いで覚せい剤が2.2%の順となっており、女子は覚せい剤が24.0%と最も高く、次いで有機溶剤が8.0%の順となっている。

第7表 新収容者の薬物等使用関係別人員

区 分	総 数	構 成 比	男	構 成 比	女	構 成 比
総 数	3,971	100.0 (100.0)	3,583	100.0	388	100.0
あ り	530	13.3 (14.4)	390	10.9	140	36.1
麻 薬 ・ あ へ ん	32	0.8 (0.6)	24	0.7	8	2.1
大 麻	83	2.1 (1.6)	77	2.1	6	1.5
覚 せ い 剤	173	4.4 (3.8)	80	2.2	93	24.0
有 機 溶 剤	195	4.9 (7.1)	164	4.6	31	8.0
そ の 他	47	1.2 (1.2)	45	1.3	2	0.5
な し	3,427	86.3 (85.4)	3,179	88.7	248	63.9
不 詳	14	0.4 (0.2)	14	0.4	-	-

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 14表 (08-00-14) 参照

8 新収容者の共犯関係

平成20年における新収容者の共犯関係別人員は、第8表のとおりである。共犯関係のある者となない者について、総数の構成比を見ると、共犯関係のある者61.6%、共犯関係のない者38.3%で、前年に比べ共犯関係のある者は1.2ポイント低下している。共犯関係のある者（61.6%）について、その内訳を前年と比べると、遊び仲間が0.7ポイント低下して39.6%、学校仲間が0.5ポイント低下して4.2%となっている。

次に、男女別に共犯関係のある者の構成比を見ると、男子が63.2%、女子が46.4%となっており、男子は過半数を占めている。

さらに、男女別にその構成比から共犯関係のある者の内訳を見ると、男女とも、遊び仲間（男子40.6%、女子30.9%）が最も高く、次いで不良集団（男子14.5%、女子4.9%）の順となっている。

第8表 新収容者の共犯関係別人員

区 分		総 数	構 成 比	男	構 成 比	女	構 成 比
総	数	3,971	100.0 (100.0)	3,583	100.0	388	100.0
あ	り	2,445	61.6 (62.8)	2,265	63.2	180	46.4
学 校	仲 間	166	4.2 (4.7)	162	4.5	4	1.0
遊 び	仲 間	1,574	39.6 (40.3)	1,454	40.6	120	30.9
職 場	仲 間	48	1.2 (1.2)	45	1.3	3	0.8
施 設	仲 間	10	0.3 (0.6)	8	0.2	2	0.5
親 族		40	1.0 (0.8)	35	1.0	5	1.3
行 き ず	り	16	0.4 (0.3)	10	0.3	6	1.5
不 良	集 団	537	13.5 (13.6)	518	14.5	19	4.9
そ の	他	54	1.4 (1.3)	33	0.9	21	5.4
な し		1,522	38.3 (37.1)	1,315	36.7	207	53.4
不 詳		4	0.1 (0.1)	3	0.1	1	0.3

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 21表 (08-00-21) 参照

9 新収容者の非行時の身上

平成20年における新収容者の非行時の身上は、第9表のとおりである。非行時の身上に該当のある者とない者について、総数の構成比を見ると、該当のある者57.0%、該当のない者43.0%で、前年に比べ該当のある者が1.7ポイント上昇している。該当のある者(57.0%)について、その内訳を見ると、1号観察中が37.8%と最も高く、次いで2号観察中が13.5%、試験観察中が5.0%の順となっている。

次に、男女別に該当のある者の構成比を見ると、男子が58.2%、女子が46.1%で、前年(男子56.6%、女子43.8%)に比べ男子は1.6ポイント上昇し、女子は2.3ポイント上昇している。

第9表 新収容者の非行時の身上

区 分		総 数	構 成 比	男	構 成 比	女	構 成 比
総	数	3,971	100.0 (100.0)	3,583	100.0	388	100.0
該 当	あ り	2,264	57.0 (55.3)	2,085	58.2	179	46.1
1 号	観 察 中	1,500	37.8 (36.2)	1,393	38.9	107	27.6
2 号	観 察 中	538	13.5 (13.5)	505	14.1	33	8.5
試 験 観 察 中	補 導 委 託 在 宅	29	0.7 (0.7)	25	0.7	4	1.0
		169	4.3 (3.9)	139	3.9	30	7.7
刑 執 行 猶 予 中		-	- (-)	-	-	-	-
施 設 在 所 中		28	0.7 (0.9)	23	0.6	5	1.3
該 当 な し		1,707	43.0 (44.7)	1,498	41.8	209	53.9
不 詳		-	- (-)	-	-	-	-

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 16表 (08-00-16) 参照

10 新収容者の非行時の職業

平成20年における新収容者の非行時の職業別人員は、第10表のとおりである。これを構成比で見ると、無職者（学生・生徒を除く。）が、前年に比べて0.5ポイント上昇しており、36.8%（1,460人）と最も高くなっている。

次に、無職者（学生・生徒を含む。）等に対する有職者は、37.2%（1,478人）となっているが、その内訳を構成比で見ると、技能工、採掘・製造・建設作業及び労務作業のうち建設関係が14.2%と最も高く、次いで同作業のうちその他が7.6%、同作業のうち労務関係が5.2%の順となっている。

第10表 新収容者の非行時の職業別人員

区分	総数	事務	販売	サービス職業			農林業	運輸通信	技能工、採掘・製造・建設作業及び労務作業				その他の職業	無職者		不詳
				調理関係	接客関係	その他			建設関係	建設関係	労務関係	その他		学生・生徒	その他	
総数	3,971	18	17	22	127	74	8	28	48	564	208	301	63	1,033	1,460	-
(構成比)	(100.0)	(0.5)	(0.4)	(0.6)	(3.2)	(1.9)	(0.2)	(0.7)	(1.2)	(14.2)	(5.2)	(7.6)	(1.6)	(26.0)	(36.8)	(-)
前年の構成比	100.0	0.2	0.8	0.8	3.5	1.5	0.3	0.4	1.2	13.6	4.9	8.1	2.5	25.7	36.3	0.2

(注) 30表（08-00-30）参照

11 新収容者の教育程度

平成20年における新収容者の処遇区分別教育程度の構成比は、第11表のとおりである。教育程度別に総数の構成比を見ると、中学校卒業が前年と変わらず最も高く35.4%、次いで高等学校中退が34.0%となっている。高等学校在学中の者の占める割合は、平成4年以降上昇傾向にある。中学校在学中の者の占める割合は、平成17年からは上昇していたが、平成20年は低下している。

次に、処遇区分別に教育程度の構成比を見ると、一般短期処遇においては、高等学校中退が38.1%と最も高く、特修短期処遇においては、高等学校在学が35.0%と最も高く、長期処遇においては、中学校卒業が39.6%と最も高くなっている。

第11表 新収容者の処遇区分別教育程度の構成比

教育程度 処遇区分	総数	中学校					高等学校					その他
		在学	卒業	その他	不詳	在学	中退	卒業	不詳			
総数	100.0	47.8	12.2	35.4	0.2	-	51.0	14.2	34.0	2.7	-	1.2
	(3,971)	(1,898)	(483)	(1,406)	(9)	(-)	(2,024)	(565)	(1,351)	(108)	(-)	(49)
男	100.0	48.1	11.9	36.0	0.2	-	50.6	14.1	33.7	2.8	-	1.3
女	100.0	45.1	14.9	29.6	0.5	-	54.6	15.7	37.1	1.8	-	0.3
前年の構成比	100.0	48.1	12.5	35.0	0.6	-	50.7	13.7	33.8	3.1	0.1	1.2
一般短期処遇	100.0	38.7	13.3	25.4	-	-	59.7	18.4	38.1	3.2	-	1.6
特修短期処遇	100.0	35.0	10.0	25.0	-	-	60.0	35.0	10.0	15.0	-	5.0
長期処遇	100.0	51.7	11.7	39.6	0.3	-	47.3	12.2	32.7	2.4	-	1.0

(注) 1 () 内の数は、実人員である。

2 28表（08-00-28）参照

12 新収容者の不良集団関係

平成20年における新収容者の処遇区分別不良集団関係及び保護者別不良集団関係の構成比は、第12表のとおりである。非行時において不良集団に関係のある者とない者について、総数の構成比を見ると、関係のある者51.6%、関係のない者47.5%で、前年に比べ不良集団に関係のある者は0.6ポイント上昇している。不良集団に関係のある者(51.6%)について、その内訳を見ると、地域不良集団が31.0%と最も高く、次いで暴走族が11.5%となっている。

次に、処遇区分別に不良集団に関係のある者の構成比を見ると、一般短期処遇が57.9%と最も高く、次いで長期処遇が49.4%、特修短期処遇が27.5%となっている。

さらに、保護者別に不良集団に関係のある者の構成比を見ると、実母が53.1%と最も高く、次いで実父母が52.4%、実父義母が51.8%の順となっている。

第12表 新収容者の処遇区分別不良集団関係及び保護者別不良集団関係の構成比

処遇区分・保護者		不良集団						なし	不詳
		総数	あり	不良生徒・ 学生集団	地域不良 集団	暴走族	暴力団		
処 遇 区 分	総 数	100.0 (3,971)	51.6 (2,050)	6.5 (259)	31.0 (1,230)	11.5 (456)	2.6 (105)	47.5 (1,887)	0.9 (34)
	一般短期処遇	100.0	57.9	9.1	33.3	15.1	0.4	41.8	0.3
	特修短期処遇	100.0	27.5	—	22.5	5.0	—	70.0	2.5
	長期処遇	100.0	49.4	5.6	30.2	10.1	3.6	49.5	1.1
前年の構成比		100.0	51.0	7.1	29.8	11.3	2.7	48.0	1.1
保 護 者	実 父 母	100.0	52.4	6.3	30.7	12.9	2.6	46.9	0.7
	実 父	100.0	50.1	5.5	29.9	11.8	2.9	49.4	0.5
	実 母	100.0	53.1	7.7	32.2	11.1	2.2	45.7	1.1
	実 父 義 母	100.0	51.8	2.4	31.3	10.8	7.2	48.2	—
	義 父 実 母	100.0	51.2	6.1	31.4	9.6	4.1	48.3	0.6
	養 父 (母)	100.0	22.2	2.8	16.7	2.8	—	75.0	2.8
	そ の 他	100.0	43.1	3.9	30.4	7.8	1.0	55.9	1.0
	な し	100.0	15.4	—	7.7	—	7.7	84.6	—
不 詳	—	—	—	—	—	—	—	—	

(注) 1 () 内の数は、実人員である。

2 31表(08-00-31)及び35表(08-00-35)参照

13 新収容者の前回処分及び前回処分から再非行までの期間

平成20年における新収容者の前回処分等は、第13表のとおりである。前回処分のある者となない者について、総数の構成比を見ると、前回処分のある者79.5%、前回処分のない者20.5%で、前年に比べ前回処分のある者は3.4ポイント上昇している。前回処分のある者(79.5%)について、その内訳を見ると、保護観察が40.4%と最も高く、次いで審判不開始・不処分が23.1%、少年院送致が12.5%の順となっている。

次に、前回処分のある者(3,156人)について、前回処分後に再非行を犯した者は96.1%に当たる3,033人である。さらに、前回処分後に再非行を犯した者(3,033人)について、その再非行までの期間を構成比で見ると、6月を超え1年以内の者が25.8%と最も高く、次いで3月を超え6月以内が21.0%、1月を超え3月以内が14.9%となっている。

第13表 新収容者の前回処分及び前回処分から再非行までの期間

区分	総数	あり	保護処分			知事・児童相談所長送致	検察官送致	審判不開始・不処分	刑の執行・執行猶予等	なし	不詳	
			保護観察	児童自立支援施設・児童養護施設送致	少年院送致							
人員	総数	3,971	3,156	1,605	84	495	22	25	919	6	815	-
	男	3,583	2,899	1,491	67	462	18	25	831	5	684	-
	女	388	257	114	17	33	4	-	88	1	131	-
構成比	総数	100.0	79.5	40.4	2.1	12.5	0.6	0.6	23.1	0.2	20.5	-
	男	100.0	80.9	41.6	1.9	12.9	0.5	0.7	23.2	0.1	19.1	-
	女	100.0	66.2	29.4	4.4	8.5	1.0	-	22.7	0.3	33.8	-
前年の構成比	100.0	76.1	40.3	1.9	13.4	0.4	0.7	19.2	0.2	23.8	0.0	
処分あり	(100.0)	3,156	1,605	84	495	22	25	919	6			
		(100.0)	(50.9)	(2.7)	(15.7)	(0.7)	(0.8)	(29.1)	(0.2)			
前回処分後の非行	(96.1)	[100.0]	3,033	1,557	80	484	22	24	860	6		
1月以内	[7.8]		236	133	7	25	2	3	65	1		
3月以内	[14.9]		453	256	6	61	1	4	124	1		
6月以内	[21.0]		638	365	9	101	3	5	153	2		
1年以内	[25.8]		783	403	14	127	9	9	219	2		
1年6月以内	[13.3]		402	192	7	79	3	2	119	-		
2年以内	[7.5]		228	92	11	44	3	1	77	-		
2年を超える	[9.7]		293	116	26	47	1	-	103	-		
前回処分前の非行	(3.8)		119	48	1	11	-	1	58	-		
施設在所中の非行	(0.1)		4	-	3	-	-	-	1	-		
不詳	(-)		-	-	-	-	-	-	-	-		

(注) 1 ()内の数は、処分ありの者の処分内容別の構成比で、[]内の数は、前回処分後の非行について再非行までの期間別の構成比である。

2 18表(08-00-18)参照

14 新収容者の非行名別処遇課程等

平成20年における新収容者の非行名別処遇課程等は、第14表のとおりである。短期処遇と長期処遇を総数の構成比で見ると、短期処遇が29.6%、長期処遇が70.4%で、前年に比べ短期処遇が2.6ポイント低下しているのに対し、長期処遇は2.6ポイント上昇している。

処遇課程等別人員と非行名との関係を見ると、最も人員の多い長期処遇の職業能力開発課程（V）の者（1,828人）では、窃盗が687人、傷害が294人、道路交通法違反が176人の順となっている。次に人員の多い一般短期処遇（S）の者（1,136人）では、窃盗が379人と最も多く、次に傷害が255人、道路交通法違反が192人の順となっている。

第14表 新収容者の非行名別処遇課程等

非 行 名	総 数	短 期 処 遇			長 期 処 遇						
		S	O		G	V	E	H	P	M	
総 数	3,971	1,176	1,136	40	2,795	410	1,828	260	207	33	57
	(100.0)	(29.6)	(28.6)	(1.0)	(70.4)	(10.3)	(46.0)	(6.5)	(5.2)	(0.8)	(1.4)
刑 法 犯	3,148	911	877	34	2,237	339	1,450	219	173	18	38
公務執行妨害	15	8	8	-	7	-	6	-	1	-	-
放 火	32	4	4	-	28	1	13	1	9	1	3
住居侵入	24	5	5	-	19	5	5	-	9	-	-
強制わいせつ・強姦	138	27	25	2	111	20	70	6	13	1	1
殺 人	22	3	3	-	19	5	5	-	9	-	-
傷 害	742	263	255	8	479	82	294	72	19	3	9
業務上過失致死傷	49	21	20	1	28	3	23	-	-	1	1
窃 盗	1,371	387	379	8	984	103	687	93	82	8	11
強 盗	278	63	56	7	215	50	138	17	6	-	4
詐 欺	74	15	15	-	59	12	37	3	6	-	1
恐 喝	233	62	62	-	171	41	97	19	10	2	2
暴力行為等処罰に関する法律	41	15	14	1	26	2	18	2	3	1	-
そ の 他	129	38	31	7	91	15	57	6	6	1	6
特 別 法 犯	681	247	241	6	434	67	323	10	12	12	10
覚せい剤取締法	132	18	17	1	114	20	76	-	4	6	8
道 路 交 通 法	408	196	192	4	212	25	176	6	3	2	-
毒物及び劇物取締法	51	13	13	-	38	8	23	-	3	4	-
そ の 他	90	20	19	1	70	14	48	4	2	-	2
ぐ 犯	142	18	18	-	124	4	55	31	22	3	9
前年の構成比	100.0	32.2	30.7	1.5	67.8	9.6	44.4	6.8	4.9	0.7	1.5

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」のうち強制わいせつには同致死傷、強姦には同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び自動車運転過失致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。

2 処遇課程等は、用語の解説中「少年院の処遇課程等区分表」参照

3 ()内の数は、総数の構成比である。

4 16表(08-00-16)参照

15 新収容者の処遇課程等別前回処遇課程等

平成20年における新収容者の処遇課程等別前回処遇課程等は、第15表のとおりである。再入者（前回処遇課程等のある者）664人（新収容者に対する構成比16.7%）について前回と今回の処遇課程等を見ると、前回処遇課程等で最も多い職業能力開発課程（V）の者（249人）の今回の処遇課程等は、生活訓練課程（G）が141人と最も多く、次いで職業能力開発課程（V）が98人となっている。

前回処遇課程等中次に多い一般短期処遇（S）の者（205人）の今回の処遇課程等は職業能力開発課程（V）が178人と最も多く、次いで生活訓練課程（G）が24人となっている。

第15表 新収容者の処遇課程等別前回処遇課程等

前回処遇課程等 今回処遇課程等	総数	あり											なし
		短期処遇	S	O	長期処遇	G	V	E	H	P	M		
総数	3,971	664 (100.0)	214 (32.2)	205 (30.9)	9 (1.4)	450 (67.8)	43 (6.5)	249 (37.5)	114 (17.2)	33 (5.0)	2 (0.3)	9 (1.4)	3,307
短期処遇	1,176	2	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	1,174
S	1,136	2	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	1,134
O	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40
長期処遇	2,795	662	214	205	9	448	43	247	114	33	2	9	2,133
G	410	238	24	24	-	214	39	141	26	5	-	3	172
V	1,828	387	186	178	8	201	2	98	85	15	-	1	1,441
E	260	3	1	1	-	2	-	-	2	-	-	-	257
H	207	18	2	1	1	16	-	4	-	11	-	1	189
P	33	6	1	1	-	5	-	3	-	-	2	-	27
M	57	10	-	-	-	10	2	1	1	2	-	4	47

(注) 1 処遇課程等は、用語の解説中「少年院の処遇課程等区分表」参照
 2 () 内の数は、前回処遇課程等のある者に係る構成比である。
 3 34表(08-00-34)参照

16 出院者の人員

平成20年における出院者の人員は4,033人で、前年に比べ372人（8.4%）減少している。これを男女別に見ると、男子が3,626人（構成比89.9%）、女子が407人（同10.1%）となっている。

また、退院又は仮退院別に見ると、退院が39人（構成比1.0%）、仮退院が3,994人（同99.0%）となっている。

最近10年間の出院者の人員の推移は、第16表のとおりである。退院及び仮退院の構成比を見ると、平成20年は、前年に比べ仮退院が0.4ポイント上昇している。

第16表 出院者の人員の推移

区分	平成11年	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
人員	総数	5,391	5,484	5,981	6,043	5,789	5,626	5,023	4,799	4,405	4,033
	男	4,891	4,984	5,364	5,418	5,244	5,097	4,497	4,249	3,938	3,626
	女	500	500	617	625	545	529	526	550	467	407
人員	退院	204	127	193	195	202	190	137	88	61	39
	仮退院	5,187	5,357	5,788	5,848	5,587	5,436	4,886	4,711	4,344	3,994
構成比	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	退院	3.8	2.3	3.2	3.2	3.5	3.4	2.7	1.8	1.4	1.0
	仮退院	96.2	97.7	96.8	96.8	96.5	96.6	97.3	98.2	98.6	99.0

(注) 1 出院者とは、調査年において退院又は仮退院の事由により出院した者をいう（用語の解説参照）。

2 1表（08-00-01）参照

17 仮退院者の処遇区分別在院期間

平成20年における仮退院者のうち、短期処遇対象者の在院期間別人員は、第17表のとおりである。在院期間別の構成比を見ると、一般短期処遇においては、141～161日が64.2%と最も高く、次いで120～140日が22.6%、162～182日が11.6%の順となっている。

また、特修短期処遇においては、57～77日と78～98日が44.9%と最も高く、次いで99～119日が10.2%の順となっている。

第17表 仮退院者（短期処遇対象者）の在院期間別人員

処遇区分	在院期間									
	総数	56日以下	57～77日	78～98日	99～119日	120～140日	141～161日	162～182日	183日以上	
人員	一般短期処遇	1,136	—	—	—	2	257	729	132	16
	特修短期処遇	49	—	22	22	5	—	—	—	—
構成比	一般短期処遇	100.0	—	—	—	0.2	22.6	64.2	11.6	1.4
		(100.0)	(—)	(—)	(—)	(0.2)	(20.2)	(63.8)	(14.3)	(1.5)
	特修短期処遇	100.0	—	44.9	44.9	10.2	—	—	—	—
		(100.0)	(—)	(40.9)	(54.5)	(4.5)	(—)	(—)	(—)	(—)

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 41表（08-00-41）及び42表（08-00-42）参照

次に、長期処遇対象者の在院期間別人員は、第18表のとおりである。在院期間別の構成比を見ると271～360日が41.1%と最も高く、次いで361～450日が39.6%の順となっている。

第18表 仮退院者（長期処遇対象者）の在院期間別人員

在院期間	総 数	180日 以 下	181～ 270日	271～ 360日	361～ 450日	451～ 540日	541～ 630日	631～ 720日	721日 以 上
長 期 処 遇 (構 成 比)	2,809 (100.0)	－ (－)	23 (0.8)	1,155 (41.1)	1,111 (39.6)	286 (10.2)	120 (4.3)	51 (1.8)	63 (2.2)
前年の構成比	100.0	－	0.6	44.9	37.6	8.5	4.5	1.9	2.1

(注) 40表 (08-00-40) 参照

18 出院者の職業補導

平成20年における出院者の職業補導種目別実施人員は、第19表のとおりである。職業補導を受けた者は出院者の95.7%に当たる3,861人である。

職業補導を受けた者（95.7%）について、その内訳を見ると、農業が14.2%と最も多く、次いで木工が13.6%、窯業が12.4%の順となっている。

第19表 出院者の職業補導種目別実施人員

種 目	人 員	構 成 比	種 目	人 員	構 成 比
総 数	4,033	100.0 (100.0)	事 務・ワ ー プ ロ	393	9.7 (10.5)
木 工	550	13.6 (12.7)	建 設 機 械 運 転	27	0.7 (0.5)
窯 業	502	12.4 (11.7)	農 業	573	14.2 (14.9)
建 築	27	0.7 (0.2)	土 木 建 築	183	4.5 (3.9)
園 芸	369	9.1 (8.3)	応 接 サ ー ビ ス	22	0.5 (1.1)
溶 接	455	11.3 (11.8)	手 工 芸	131	3.2 (3.9)
板 金	20	0.5 (0.5)	配 管	－	－ (－)
職 業 指 導	198	4.9 (3.4)	介 護 サ ー ビ ス	50	1.2 (1.1)
自 動 車 整 備	3	0.1 (0.1)	ク リ ー ニ ン グ	64	1.6 (1.7)
情 報 処 理	72	1.8 (1.4)	理 容	－	－ (－)
電 気 工 事	16	0.4 (0.5)	そ の 他	164	4.1 (4.6)
印 刷	5	0.1 (0.0)			
技 術 家 庭	37	0.9 (1.5)	な し	172	4.3 (5.7)

- (注) 1 職業補導を二以上受けた場合については、主要なもの一を計上した。
 2 () 内の数は、前年の構成比である。
 3 45表 (08-00-45) 参照

19 出院者の資格・免許

平成20年における出院者の資格・免許種目別取得人員は、第20表のとおりである。職業補導に関連のある資格・免許を取得した者は、出院者の44.9%に当たる1,810人で、前年の構成比（40.3%）に比べ4.6ポイント上昇している。取得した者（44.9%）について、その内訳を見ると小型車両系建設機械運転特別教育が7.0%と最も高く、ガス溶接技能講習が6.7%、ワープロ検定が4.9%の順となっている。

次に、職業補導に関連のない資格・免許を取得した者は、出院者の50.7%に当たる2,046人で、前年の構成比（53.1%）に比べ2.4ポイント低下している。取得した者（50.7%）について、その内訳を見ると危険物取扱者が16.1%と最も高く、次いで、珠算検定（4級以下）が10.3%、小型車両系建設機械運転特別教育が5.8%の順となっている。

第20表 出院者の資格・免許種目別取得人員

種 目	職業補導に関連のあるもの		職業補導に関連のないもの	
	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比
総 数	4,033	100.0 (100.0)	4,033	100.0 (100.0)
ガス溶接技能講習	272	6.7 (5.4)	144	3.6 (3.7)
アーク溶接特別教育	89	2.2 (2.6)	33	0.8 (0.9)
手アーク溶接検定	158	3.9 (3.7)	—	— (0.5)
半自動溶接検定	18	0.4 (0.2)	1	0.0 (0.1)
ステンレス鋼等溶接検定	3	0.1 (0.1)	—	— (—)
珠算検定(3級以上)	2	0.0 (0.0)	112	2.8 (2.7)
珠算検定(4級以下)	—	— (0.0)	415	10.3 (10.5)
自動車整備士	3	0.1 (0.0)	—	— (—)
基本情報技術者	3	0.1 (0.1)	3	0.1 (0.0)
電気工事士	19	0.5 (0.3)	—	— (0.0)
危険物取扱者	143	3.5 (3.1)	648	16.1 (15.6)
パソコン検定	156	3.9 (2.7)	5	0.1 (0.1)
ワープロ検定	196	4.9 (4.4)	38	0.9 (0.8)
大型特殊自動車運転免許	71	1.8 (1.7)	1	0.0 (0.2)
車両系建設機械運転技能講習	40	1.0 (1.2)	24	0.6 (1.7)
小型車両系建設機械運転特別教育	284	7.0 (5.7)	234	5.8 (6.0)
販売士	49	1.2 (1.5)	2	0.0 (—)
簿記検定	9	0.2 (0.3)	3	0.1 (0.0)
消防設備士	—	— (0.0)	2	0.0 (0.1)
訪問介護員養成研修	46	1.1 (1.0)	—	— (—)
クリーニング師	10	0.2 (0.3)	—	— (—)
その他	239	5.9 (6.1)	381	9.4 (10.2)
なし	2,223	55.1 (59.7)	1,987	49.3 (46.9)

(注) 1 資格・免許を二以上取得した場合は、そのうちの主要なもの一を計上した。

2 () 内の数は、前年の構成比である。

3 47表(08-00-47)及び48表(08-00-48)参照